

# 平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業 —第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための 通信による読み書き支援ツールの開発— 仕様書

## 1 事業の目的

文化庁では、平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」等に基づき、第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対し、日本語習得のための便宜供与を行い、我が国への定住の促進及び円滑化を図っている。

本事業は、第三国定住難民が、外務省予算により「難民等定住支援事業」の実施のために設置される通所式の定住支援施設（以下「定住支援施設」という。）における6か月の日本語教育プログラムを修了した後も、定住先において継続的かつ自律的に、日常生活を送る上で必要となる読み書き能力の習得を中心とした日本語学習を行うための支援ツールの開発を目的とする。

## 2 事業の内容

本事業において「読み書き支援ツール」とは、学習者用の通信教材と、日本語学習支援者用の学習サポートツールの二つを指す。事業内容は、この「読み書き支援ツール」の開発を含む以下の（1）～（3）とする。実施に際しては、（4）の運用スキームに沿ったものになるようにすることと、（5）の事業の継続性に十分配慮すること。

### （1）日常生活に必要な読み書きを継続的に学習するための通信教材の開発

#### ○対象

定住支援施設を退所した第三国定住難民。主に成人を対象とする。

（定住支援施設における日本語教育プログラムを受講し、基礎的な読み書き学習を受講したものの、定住後にしばらく日本語学習の機会がなかった者も対象として想定すること。）

#### ○教材レベル

教材は次の三つの段階を3年計画で開発することを予定しているが、平成28年度は計画の2年目であり、このうち第2段階の教材を開発することとする。

**第1段階**（レベル4程度）ひらがな・カタカナ（特殊音を含む）の習得及び年月日・曜日・時間・値段などの最も基本的な情報について読み書きができ、家族の名前・住所などの連絡先が様々な書式に書ける能力を身に付ける。  
※ 平成27年度開発済み。平成28年4月1日公開予定。

**第2段階**（レベル7程度）漢字100字程度を理解し、外国人向けに書かれた平易なお知らせや読み物が理解でき、病院や銀行など生活に必要な場面での読み書き能力を身に付ける。自律的に漢字学習を継続していくための基本的な学習方法を身につける。

**第3段階**（レベル10程度）職場や学校や地域において人間関係を構築し、社会参加を促進するための読み書き能力を身に付ける。

※ レベルは別紙1「第三国定住難民に対する日本語能力評価基準【大人】」の「読む力」「書く力」を参照のこと。

## ○内 容

定住先で日常生活を送る上で必要となる読み書き能力及び自律学習の習慣を付けるための通信教材

- ① 教材（書き込み式教材）
- ② 課題（郵送による提出用課題）
- ③ 副教材（自学自習を補助する副教材）

※ 学習者が理解する言語による解説を加えることで文字体系の違いや、文化・習慣の違い、注意すべき情報などを盛り込み、無理なく楽しく学習が継続できるよう工夫すること。可能な限り、周囲の日本人や地域社会との関わりが持てるように工夫すること。

## ○使用言語

教材は、日本語・ビルマ語・カレン語・英語で作成することとし、日本語版・ビルマ語版・カレン語版・英語版の言語別の冊子とすること。ただし、②の課題及び③の副教材については、上記4言語の併記も可とする。

## （2）添削・指導を行う日本語学習支援者向けの学習サポートツール開発

開発した教材は、今後第三国定住難民が定住する地域において活用されることを想定している。添削・指導を定住先の日本語学習支援者が行うことが想定されるため、日本語教育の知見がない者でも添削・指導・進捗管理が行えるよう、学習サポートツールを開発すること。学習サポートツールには以下の三つを含めること。

- ① マニュアル（日本語の漢字学習における指導上の留意点をまとめたもの）
- ② 模範解答例（添削のための回答例やコメント例）
- ③ 学習記録（学習者と日本語学習支援者及び関係者が学習結果を継続的に共有していけるようにするためのポートフォリオ。例えば、学習成果が目に見えるような評価シートなど）

## （3）説明会及び研修会の実施

平成27年度に本事業により作成された（1）通信教材、（2）学習サポートツールを効果的に活用できるように、第三国定住難民に対する説明会及び日本語学習支援者等に対する研修会を定住先地域（6箇所程度）で開催すること。その際、必要に応じて通訳（ビルマ語・カレン語・英語）を同行すること。また、説明会・研修会の開催に当たっては、平成27年度本事業受託者及び平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業の委託先（以下「委託先」という。）に協力を仰ぎ、連携・協力して行うこと。なお、研修の実施内容を文化庁に報告すること。

※ 第三国定住難民の受入れ人数及び定住先自治体

（括弧内は日本語教育プログラムを受講した大人の学習者数）

平成22年度	5家族27名（11名）	…三重県・東京都・埼玉県
平成23年度	4家族18名（8名）	…埼玉県
平成24年度	受入れなし	
平成25年度	4家族18名（9名）	…埼玉県
平成26年度	5家族23名（11名）	…千葉県
平成27年度	6家族19名（12名）	…未定

#### (4) 運用スキーム

開発された通信による「読み書き支援ツール」は、第三国定住難民の定住先において次のように運用されることを想定している。以下の流れを踏まえ、事業計画を立てること。

- ①平成27年度に開発された教材について前項(3)に記載した定住先において第三国定住難民に対する説明会及び日本語学習支援者等に対する研修会を行う。
- ②委託先が読み書き学習を必要とする第三国定住難民の希望を受ける。
- ③委託先が定住先の支援団体等と協議の上、添削を行う日本語学習支援者を決定する。
- ④委託先から定住先の関係機関または日本語学習支援者に読み書き支援ツールを送付する。
- ⑤定住先の関係機関または日本語学習支援者から、第三国定住難民に学習教材を送付する。
- ⑥第三国定住難民が学習教材に取り組み、課題を定住先の関係機関または日本語学習支援者に提出する。
- ⑦日本語学習支援者は、学習サポートツールに従い、添削を実施。結果を難民に返送する。
- ⑧日本語学習支援者は、学習サポートツールに従い、学習記録を作成し定住先自治体等に送付する。
- ⑨定住先の関係機関又は日本語学習支援者から、第三国定住難民に新たな学習教材を送付する。以降、⑥～⑨を繰り返す。

#### (5) 開発教材等の継続性について

本年度事業において「読み書き支援ツール」を作成するに当たっては、既に平成27年度に「第1段階」の教材が開発されていることを踏まえ、対象となる日本語学習者や日本語学習支援者が継続して活用しやすいように配慮すること。また、平成27年度の開発教材等に見直し・改善の必要が生じた場合は、文化庁に相談の上、必要に応じて改訂等の適切な対応を行うこと。なお、平成27年度の開発教材の閲覧を希望する場合は、「7 問合せ先」まで連絡すること。

### 3 事業実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 4 成果物の提出

#### (1) 提出すべき成果物

以下の成果物を原本3セット及び電子データ（媒体はCD-ROM等とする。）で提出すること。なお、教材等は文化庁のホームページでの公開することを前提として、PDF及び今後編集可能なデータで提出すること。

「通信教材」

- ① 教材（書き込み式教材） ※ビルマ語・カレン語・英語・日本語
- ② 課題（郵送による提出用課題）
- ③ 副教材（自学自習を補助する副教材）

「添削・指導を行う日本語学習支援者向けの学習サポートツール開発」

- ① マニュアル（日本語の漢字学習における指導上の留意点をまとめたもの）
- ② 模範解答例（添削のための回答例やコメント例）
- ③ 学習記録（学習者と日本語学習支援者及び関係者が学習結果を継続的に共有していけるようにするためのポートフォリオ。例えば、学習成果が目に見えるような評価シートなど）

(2) 納入期限

平成29年3月31日

(3) 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁文化語課

## 5 入札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る入札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、入札時に提出される技術提案書を有識者による技術審査委員会において審査して行う。そのため、技術提案書の作成に当たっては、上記2事業の内容及び(2) 要求要件の詳細に記載した事項について、事項ごとにどのような教材や学習サポートツール等をどのような手順で開発するか、説明会・研修会をどのように実施するかを具体的に記載すること。

技術審査委員会が審査するに当たって、提案の内容が不明確、説明が不十分であるなどして、技術審査に重大な支障があると技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別に作成する総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

ア 業務の実施方針

### ① 開発内容の妥当性、適切性

\* (i) 仕様書の「2. 事業の内容 (1) (2)」記載の開発内容について、全て提案されており、妥当であること。(仕様書記載の内容以外の独自の提案がなされ、適切であれば加点する。)

\* (ii) 開発する教材のレベル・範囲・進度・内容の設定が妥当であること。

### ② 読み書き支援ツールの運用方法及び説明会・研修会の実施方法の妥当性、独自性

\* (i) 読み書き支援ツールの運用方法が明確に示されており、妥当であること。(事業成果を高めるための独自の工夫があれば加点する。)

\* (ii) 説明会・研修会の実施方法が明確に示されており、妥当であること。(事業成果を高めるための独自の工夫があれば加点する。)

③ 作業計画の妥当性、効率性

\* (i) 作業の日程・手順に無理がなく目的に沿った実現性があり、妥当であること。(作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。)

イ 組織の経験・能力

① 組織の類似の教材開発業務の経験

(i) 過去に類似の教材開発を実施した実績があれば、実績内容により加点する。

② 組織の教材開発並びに説明会・研修会等の実施能力

\* (i) 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に妥当性・効率性が認められること。

(ii) 通信教材開発や説明会・研修会の実施に必要な幅広い専門的な知見・人的ネットワーク・十分な実施体制があり、円滑な実施が可能であれば加点する。

\* (iii) 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

ウ 業務従事予定者の経験・能力

① 業務従事予定者の類似の教材開発業務の経験

(i) 過去に類似の教材開発を実施した実績があれば、実績内容により加点する。

② 業務従事予定者の教材開発に関する専門的知見・適格性

\* (i) 教材と学習サポートツール等の開発を行うことができるだけの専門的な知見と実績を有していること。

(ii) 第三国定住難民に対する日本語教育の現状を踏まえた教材開発が可能となる人的ネットワークを有していれば加点する。

## 6 留意事項

(1) 文化庁による指示・監督

本委託事業が文化庁の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、受託者は、その遂行にあたり、文化庁の指示・監督に従い活動するものとする。

また、本委託事業の運営方針や個々の業務については、契約締結の前後を問わず、課題が生じた場合又は文化庁から求められた場合には、文化庁の指示に従うこと。

(2) 専門家との連携・協力

通信教材を作成するに当たっては、日本語教育の専門家及びビルマ語・カレン語・英語話者、第三国定住難民の日本語教育事情に精通した者を含む外部専門家の知見を取り入れた会議において教材の開発を行うこと。なお、当会議には文化庁もオブザーバーとして出席させること。

(3) 個人情報の取扱い

第三国定住難民は、本国において政治的意見等、難民条約上の理由に基づく迫害を受けていた可能性があるため、その個人情報の取扱いに十分配慮すること。

(4) 提出方法

本事業において作成した成果物は、文化庁ホームページで公開することを前提として、PDF並びに編集可能なデータで提出すること。

(5) 学習教材等の著作権

本委託事業によって生じた著作権は全て文化庁に帰属する。また、受託者は文化庁からの公表の指示に従う。

## (6) 委託契約

本入札を経て選定された受託者と文化庁が締結する委託契約には次の①から⑤に掲げる諸規定が明記されることに留意すること。

- ① 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約を履行するに当たって、本委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- ② 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約履行において、本委託事業の一部を第三者に委託しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- ③ 受託者は、前項による再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて再委託に関する事項が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- ④ 支出負担行為担当官が、本委託事業の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- ⑤ 支出負担行為担当官は、本委託事業の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し、本委託事業の履行体制等について書面による報告を求めることができるものとする。  
受託者は、支出負担行為担当官より本委託事業の履行体制等について報告を求められた場合には、速やかに支出負担行為担当官に対して書面による報告をしなければならない。

## 7 問合せ先

文化庁文化部国語課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎 5階

### ○事業内容に関する御相談

文化庁文化部国語課日本語教育専門職

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線2644)

FAX番号 03-6734-3818

E-mail [nihongo@bunka.go.jp](mailto:nihongo@bunka.go.jp)

### ○会計・経費に関する御相談

文化庁文化部国語課協力推進係

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線3158)

FAX番号 03-6734-3818

E-mail [nihongo@bunka.go.jp](mailto:nihongo@bunka.go.jp)

第三国定住難民に対する日本語能力総合評価基準表【大人】

段階		レベル	言語行為		
			話す力	読む力	書く力
V	自立	11	時折文法的な誤り等が見られるものの、問題なくやりとりを続けることができる。	時折誤った解釈が見られるものの、辞書等を使いながら様々な文書を読み、内容・情報を読み取ることができる。	時折文法的な誤り等が見られるものの、漢字を交え適切な書式・書体で文書を作ることができる。
IV	見守り	10 9 8	必要に応じて周囲の助けを借りながら、やりとりを続けることができる。	必要に応じて周囲の助けを借りながら、学校や役所等からの文書を読み、おおよその内容・情報を読み取ることができる。	必要に応じて周囲の助けを借りながら、漢字を交え用途に応じた書式で文書（メール・履歴書等）を作ることができる。
III	要支援	7 6 5	助けがあれば、やりとりを続けることができる。	助けがあれば、平易な文章を読み、おおよその内容・情報を読み取ることができる。	助けがあれば、自分に関する基本的な情報や、平易な連絡・報告等の文章を書くことができる。
II	基礎	4 3 2	かなりの助けがあれば、単語や短い文で何とかやりとりできる。	かなりの助けがあれば、ひらがな・カタカナで書かれた平易な文章を読み、その内容・情報を読み取ることができる。生活の中のいくつかの漢字（標識等）の意味を理解することができる。	かなりの助けがあれば、ひらがな・カタカナで平易な文章を書くことができる。
I	入門	1	いくつかの単語を理解し、定型のあいさつと最低限の自己紹介ができる。	ひらがな 50 音を読むことができる。	ひらがな 50 音を書くことができる。
		0	日本語を全く話すことができない。	日本語を全く読むことができない。	日本語を全く書くことができない。



退所時目安

入所時目安